

最上町農業委員会第33回総会議事録

日 時 平成28年02月24日(金) 午前10:00分～
場 所 中央公民館 2階 みどりホール
招 集 者 最上町農業委員会 会 長 後藤 一男
日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 議 案

1. 出席委員 (13名)

1番 渡部 浩栄	3番 奥山定次郎	4番 菅 孝	5番 渡邊 紀栄
7番 大場 充	8番 高橋 光廣	9番 中畷 聡	10番 小林 吉雄
12番 奥山 勝明	13番 五十嵐一春	14番 二戸 孝一	15番 後藤 一男

2. 欠席委員 (2名)

2番 庄司 千賀夫 6番 渡部 義信

3. 会議に出席した職員

事務局 長 大場 晃 事務局次長 金田 敏幸 農政係長 大沼 祐介
事務筆耕 大澤 真由美 事務筆耕 齊藤 千枝

4. 会議に付議した事項

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 最上町農用地利用集積計画について

議案第3号 平成29年度最上町農作業標準賃金・賃借料情報について

【開 会】

議 長 : 　ただ今より、平成 28 年度最上町農業委員会第 33 回総会を開会致します。本日は 2 番委員と 6 番委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 　日程第 1、会期の決定について議題と致します。お諮りいたします。会期は本日一日限りと致します。これに異議はございませんか。

（異議なしの声）

　全員異議なしと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 　日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議はございませんか。

（異議なしの声）

　ご異議なしと認めます。それでは、13 番五十嵐一春委員、14 番二戸孝一委員兩名にお願い致します。

　それでは、日程第 3 議事に入ります。

【議 事】

議案第 1 号 　議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 　議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。農地法第 3 条に規定による許可申請書の提出があったので、同条第 1 項の規定により可否を決定しようとするものである。平成 29 年 02 月 24 日提出。

（議案第 1 号 朗読説明 3 件）

議 長 : 　ご苦労様です。ただ今、議案第 1 号の説明が終わりました。これより、質疑に入りますが質問、ご意見のある方は挙手のうえ議席番号を言ってからご発言下さいますよう、宜しくをお願いいたします。では、質問、

ご意見はございませんか。

(12 番委員挙手)

12 番委員 : 2 番の案件ですが、譲受人(借り人)は譲渡人(貸し人)のお孫さんで、新規就農を申請していると思いますが、譲渡人から5年間借りて新規就農の期間(補助金)が終わったらまた返す考えなのか、そのまま継続して就農するのかお聞かせください。

(事務局挙手)

事務局 : ご意見のとおり、譲受人は昨年新規就農いたしまして、新規就農給付金を受給している方です。要件としましては、新規就農して5年の間に貸借ではなく本人名義にしなければならないという縛りがあります。まだ始めたばかりですので自分の農地というものはありません。が5年の間に名義を変更していく予定です。

(12 番挙手)

12 番委員 : 認識不足で申し訳ないですが、譲渡人と譲受人の間には譲受人の親、譲渡人の息子さんがいるわけですが、そこを飛ばして名義変更するのは可能なのでしょうか。

(事務局挙手)

事務局 : 相続ではなく贈与であれば可能です。

12 番委員 : ありがとうございます。

(3 番委員挙手)

3 番委員 : この方は、現在は経営面積が0なわけですが、この先田んぼをするのかそのほかの作物を作付けするのかその辺は聞いていませんか。

(事務局挙手)

事務局 : 今のところの計画としましては、米と去年はサトイモ作付けしました。後、アスパラガスを今年から作付け予定されているようです。

議長 : 新規就農に当たって審査会が開かれまして、この時にこの案件がございました。他にございませんか。ないようですので、採決いたします。議案第1号について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり決定承認されました。

続きまして、議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成29年2月24日提出。（議案第2号について 朗読説明 11件）

議長： 議案第2号について事務局より11件の説明が終わりました。6番については当事者が在席しておりますので、6番以外の件について審議いただきたいと思えます。質問、ご意見はございませんか。
(3番委員挙手)

3番委員： 5番の譲渡人が農地を貸して、11番で農地を借りているのですが、これは何かあるのでしょうか。
(事務局挙手)

事務局： 5番の案件は米を作付けしているところで、本人としましてはアスパラガスだけに専念するというので、11番の農地はアスパラガスを作付けしております。

3番委員： わかりました。

議長： この案件のように、誤解を招くようなことがあるときは、備考欄に作物名を付け加えれば誤解を招くことはないのではないかと思います。他にございませんか。
(10番委員挙手)

10番委員： 7番の期間についてですが、4年3ヶ月とありますがこの3ヶ月の理由を教えてください。
(事務局挙手)

事務局： ほかに借り入れている土地がございましてその終了時期と合わせた形です。更新を一緒に出来るようにということです。

議 長 : 11 番委員よろしいですか。

11 番委員 : はい。

議 長 : 他にございませんか。ないようですので、議案第 2 号について裁決いたします。議案第 2 号について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号「最上町農用地利用集積計画について」6 番を除いた案件については原案どおり決定いたしました。引き続き 6 番の質疑に入りますが当事者の退席を求めます。(6 番退席) では、6 番について質疑願います。ございませんか。ないようですので議案第 2 号の 6 番について裁決いたします。議案第 2 号の 6 番について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号の 6 番は原案どおり決定いたしました。

(当事者入室着席)

続いて、議案第 3 号「最上町農作業標準賃金・賃借料情報の提供について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 3 号「最上町農作業標準賃金・賃借料情報の提供について」説明いたします。8 ページから 11 ページをご覧ください。9 ページには管内の情報を掲示いたしました。ご覧のとおり、特に変更があるところはないようです。29 年度におきましては、10 ページをご覧頂いて料金等は変わらず、変更があったのは、説明文の最低賃金価格だけが変わるということです。11 ページは昨年の実績を踏まえて賃借料の平均値を参考資料として掲示しております。28 年度と賃金等は変更がないということです。以上です。

議 長 : 議案第 3 号を事務局より説明がありました。大幅な変更等はないようですが、議案ですので皆様の承認を得なければなりません。この議案第 3 号について裁決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 3 号は原案どおり決定いたしました。

以上で本日の議案の審議、並びに報告事項は全て終了いたしました。
よって、平成 28 年度第 33 回総会を閉会いたします。